

7-3 項目及び手法の選定の考え方

環境影響評価の対象とする項目は、地域概況調査の結果を踏まえ、対象事業ごとに技術指針で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削除を行うことによって選定する。

また、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、地域概況調査の結果を踏まえ、事業特性及び地域特性により対象事業ごとに技術指針で定められた標準手法や、これを簡略化し又は重点化した手法を選定する。

表7-6に環境影響評価の対象とする項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方を示す。

表7-6 環境影響評価の項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方

| 環境要素 | 選定に際しての考え方 | 手法の重点化・簡略化 |
|-------------------------|---|--|
| ・健康項目 ・その他 (有害物質) | <ul style="list-style-type: none"> ・該当物質の排出、使用又は生成が想定される場合に、その物質を選定 ・自然条件又は過去の土地利用等に起因して土地の造成等に伴い汚染が想定される場合に選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・水源保全地域及びその取水地点周辺、貴重な動植物等の生息域及びその周辺の水域に排出する場合は重点化 ・廃棄物最終処分場、工場・事業場など有害物質を多く使用する施設等においては重点化 |
| ・生活環境項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域へ排水する場合はBOD又はCOD並びに窒素及び燐を中心必要な項目を選定 ・水の貯留、取水による水量の減少等を生じる場合は、BOD又はCOD、SS等必要な項目を選定 ・土地造成を行う場合はSSを選定 ・水域において大量のコンクリート工事を行う場合はpHを選定 ・下水道終末処理施設、ダム事業の場合又は閉鎖性水域に排水する場合は全燐、全窒素を選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・排出量が極めて少ない場合は簡略化 ・水源池、貴重な動植物の生息域及びその周辺、非常に良好な水域、水質保全上重要な湖沼、既に汚濁が著しい水域等に排出する場合は重点化 ・生活排水対策重点地域、その他法令等で指定された水域や水質保全のための計画が策定されている水域等に排水する場合は重点化 |
| ・その他 (水温) | <ul style="list-style-type: none"> ・大量の排水がある場合、温排水がある場合、ダム事業の場合に選定 ・貴重な動植物等の生息域及びその周辺に排水する場合に選定 | |
| ・水生生物 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域に排水する場合で、影響の程度が相当程度大きいと想定される場合に選定 | |
| ・底質 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康項目その他有害物質の排出、使用又は生成が想定される場合に選定 ・自然条件又は過去の土地利用等に起因して土地の造成等に伴い汚染が想定される場合に選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・水源保全地域及びその他取水地点周辺、貴重な動植物等の生息域及びその周辺の水域に排出する場合は重点化 |

注 対象事業実施区域が公共下水道の処理区域であり、公共下水道に接続する場合には、原則としてその部分の水質影響については項目から除く。ただし、公共下水道の整備状況、処理状況、接続の条件等について明記する。